

北本市少年野球連盟細則

(趣旨)

第1条 この細則は、北本市少年野球連盟規約第5条、第6条、第8条、及び第15条に基づき定めるものである。

(登録申請)

第2条 登録申請は、次の方法で行う。

- (1) 申請は、連盟が指定した書式に指導者、選手等の必要事項と、総会参加資格者を選定記入し、登録料(年間運営費)を添えて申請する。
- (2) 登録料(年間運営費)は、理事会で決定し、総会の承認を得る。

(定数)

第3条 理事の定数は、次のとおりとする。

- (1) 理事は、各チームから選出された1名と、理事会で選出した若干名とする。

(担当部の設置とその任務)

第4条 各部は、理事で構成し次の役員をおく。

- (1) 企画部 部長1名
- (2) 運営部 部長1名
- (3) 記録部 部長1名

2 前項の役員は、理事の互選により選出するが、改選期ごとの理事会で信任を問うものとする。

3 前項の信任を問う方法は、本人を除く出席者全員の投票によるものとし、その2/3以上の同意をもって信任を得るものとする。

第5条 各部の任務は次のとおりとする。

- (1) 企画部は、年間計画の作成調整及びグラウンド等会場の確保をおこなう。
- (2) 運営部は、大会の運営(準備、進行、後整理)に関するをおこなう。
- (3) 記録部は、大会記録作成保管及び表彰準備をおこなう。

(審判部の設置)

第6条 審判部は、審判員で構成し、詳細は別に定める。

(役職の兼務)

第7条 次の場合、兼務を認める。

- (1) 理事が監事を兼務することとなったとき。
- (2) 理事が会計を兼務することとなったとき。

(所属チームとの関係)

第8条 会長、理事長及び審判長は、所属チームの役職(代表者及び監督)と重複してはならない。

附 則

この細則は、平成17年1月1日より施行する。

平成17年4月3日 一部改正

平成21年2月22日一部改正 平成21年4月1日から実施する。